



日医発第 123 号 (地域)

令和 6 年 4 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今村 英 仁

(公印省略)

医療法施行規則の改正について (病院又は診療所の構造設備の基準：病室、階段の設置に関わる耐火構造について)

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対し、通知「事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について (医療法施行規則関係)」が発出されました。

本件は、脱炭素差社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により建築基準法上の「耐火建築物」が改正され、主要構造部のうち「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」については耐火構造が求められないとされたことに伴うものです。医療法上、「主要構造部を耐火構造とする場合」は、①病室を第3階以上に設けることができ、また②第2階以上の各階における病室の床面積の合計が 100 m²以下のとき (耐火構造でないものは 50 m²以下) は患者の使用する屋内の直通階段を 1 とすることができるとされておりました。

今回の改正により、耐火構造であることが求められるのは、主要構造部全体ではなく、そのうちの「特定主要構造部」とされました。本改正は下記参考の通り部分的な木造化を促進する防火規定の合理化施策に関わりますが、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

< 参考 >

国土交通省 WEB サイト

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0004.html

医政発 0329 第 94 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令の
公布及び施行について (医療法施行規則関係)

事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。) が本日公布され、本年 4 月 1 日から施行することとした。

改正省令による改正後の医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。) の内容等については下記のとおりであるので、了知の上、その施行に遺憾なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。) において、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する「耐火建築物」の定義が改正され、主要構造部 (同法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。) のうち、「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」については耐火構造 (同法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。) が求められないこととされたことに伴い、則について所要の規定の整理を行うものである。

2 改正の内容

改正省令による改正前の則第 16 条第 1 項第 2 号において、病院又は診療所の構造設備のうち、病室は、地階又は第 3 階以上の階には設けないこととされているが、則第 30 条の 12 第 1 項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、主要構造部を耐火構造とする場合は、第 3 階以上に設けることができるとされていた。

また、同項第 8 号において、第 2 階以上の階に病室を有する病院又は診療所にあつては、患者の使用する屋内の直通階段を 2 以上設けることとされているが、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第 2 階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ 50 m²（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては 100 m²）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を 1 とすることができるとされていた。

また、改正省令による改正前の則第 17 条第 1 項第 1 号において、助産所の入所室は、地階又は第 3 階以上の階には設けないこととされているが、主要構造部を耐火構造とする場合は、第 3 階以上に設けることができるとされていた。

今般、改正法により、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物について、主要構造部のうち、「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」以外の部分については「特定主要構造部」と定義され、特定主要構造部についてのみ耐火構造であることが求められ、「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」については耐火構造であることが求められないこととなった。

本改正に伴い、則第 16 条第 1 項第 2 号及び第 8 号並びに第 17 条第 1 項第 1 号においても、主要構造部全体については耐火構造を求めず、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部についてのみ耐火構造を求めるものとしたものである。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

以上